

## 【租税訴訟学会税制研究所 活動の御案内】

租税訴訟学会の会員の皆様におかれましては、御健勝のこととお喜び申し上げます。

租税訴訟に関する専門的事項につきまして、専門家を養成し、専門的情報を集積し、租税公正基準を公表して、公正な判決や裁決を実現するため、理事会の承認を得て、当学会において、「税制研究所」を設置致しております。会員の皆様の専門研究を御支援申し上げるため、下記の活動を予定しております。委員会活動、出版活動及び研究会活動について、御参加下さいますようお願い申し上げます。

### 1、専門研究会の活動

会員の皆様の専門的研究に資するため、会員の要請に応じて、下記専門研究会を設置致します。

- |              |                   |                |
|--------------|-------------------|----------------|
| ①「租税判例研究会」   | ⑪「役員給与研究会」        | ⑳「関税研究会」       |
| ②「国際租税法研究会」  | ⑫「税・社会保障研究会」      | ㉑「租税憲法訴訟研究会」   |
| ③「固定資産税研究会」  | ⑬「納税者番号研究会」       | ㉒「不動産取得税研究会」   |
| ④「資産評価研究会」   | ⑭「国通法研究会」         | ㉓「源泉徴収研究会」     |
| ⑤「寄附金課税研究会」  | ⑮「行審法研究会」         | ㉔「租税刑法研究会」     |
| ⑥「宗教法人課税研究会」 | ⑯「行政ADR研究会」       | ㉕「信託税制研究会」     |
| ⑦「行政法研究会」    | ⑰「不動産評価研究会」       | ㉖「税理士制度研究会」    |
| ⑧「土業課税研究会」   | ⑱「タックスヘイブン課税研究会」  | ㉗「租税情報交換研究会」   |
| ⑨「消費税法研究会」   | ⑲「移転価格課税研究会」      | ㉘「租税データベース研究会」 |
| ⑩「公益法人課税研究会」 | ⑳「ストックオプション課税研究会」 |                |

### 2、第三者委員会活動

以下のような第三者委員会を具体的な事件毎に設置し、会員の求めに応じて、随時、鑑定意見書や公正基準を公表する。

- ①不利益遡及課税第三者委員会
- ②帳簿保存義務第三者委員会
- ③寄附金課税第三者委員会
- ④その他第三者委員会

### 3、租税訴訟支援センター

争訟部会が所管する租税訴訟支援センター活動への参加募集を行います。

### 4、納税者人権擁護センター

査察事件などにおいて、著しい人権侵害のケースがあり、具体的人権救済の申立てを受付ける予定ですが、納税者支援調整官や法務省人権擁護局などと連携して行う活動の参加募集です。

### 5、納税者による公正基準についての出版活動

既存の判決や裁決を批判・分析する論文を毎年出版する。

下記出版活動について、参加募集を致します。

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ①不利益遡及課税     | ⑤手続要件不備課税   |
| ②ストックオプション課税 | ⑥豚肉差額関税     |
| ③委任行政立法課税    | ⑦その他課税の出版活動 |
| ④無価値資産課税     |             |

### 6、租税訴訟学会部会活動

当学会は、①研究提言部会、②争訟部会、③研修部会、④総務企画部会の四部門に分れて活動しています。各部会への参加について、希望される方はお申し込み下さい。

以上  
租税訴訟学会事務局  
電話：03-3586-3601  
Fax：03-3586-3602  
Email：[info@sozei-soshou.jp](mailto:info@sozei-soshou.jp)